2017.12.14 第 9 回全体審議会議事録

衆議院第２議員会館　地下１階第５会議室

出席委員　片木淳　只野雅人（以上共同代表）
　　太田光征　大山礼子　小澤隆一　桂協助　小林五十鈴　田中久雄

委任委員　三木由希子（共同代表）石川公彌子　桔川純子　小林幸治　林克明　濱野道雄
　　山口真美

欠席委員　伊藤朝日太郎　太田啓子　北川正恭　小島敏郎　武井由起子　坪郷實
　　山口あずさ

事務局　　城倉啓　富山達夫　吉野健太郎

書　記　　岡村千鶴子　吉野健太郎

城倉啓：今日の議長は只野代表にお願いしております。尚、三木代表は風邪でお休みということでございます。委任状が 9 通出ておりまして、出席委員が 8 名で、13 名が議決に必要な人数ですので定足数は足りているということをご報告いたします。では、よろしくお願いいたします。

只野雅人：それでは、ただ今から始めたいと思います。議題に沿って進めてまいりますが、1 番目が「申合せの改訂第 2 案について」ということで、こちらは事務局からお願いします。

城倉啓：前回 11 月 30 日では特段の異論のない所でしたけれども。その時には決議しなかったので、ここで皆さんのご賛同をいただければと思っております。部門を廃して全体を一本にするということがこの改定の肝でございますし、任期についても附則のところできちっと書き込んでいるという形です。施行年月日を任期と併せて、2018 年 1 月 1 日に施行すると。本日付け改定とここに書き込んでおりますので、是非今日決議していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

只野雅人：改定案について、いかがでしょうか。特にご異論がなければ、今日ここでお認めいただいて承認という形になりますか。それでは、ご承認いただけますでしょうか。では、ご承認いただいたという扱いにしたいと思います。ありがとうございます。

　それでは 2 番目ですが、「第 2 期選挙市民審議会の構成について」。こちらも事務局からお願いします。

城倉啓：答申の 145 ページの「あとがき」に第 2 期の選挙市民審議会の委員の名前を列挙させていただいていますので、それを参照していただきたいと思います。片木・只野・三木の三共同代表はそのままですね。敬称略させていただいて、石川公彌子、大山礼子、小澤隆一、北川正恭、桔川純子、小林五十鈴、小林幸治、田中久雄、坪郷實、濱野道雄、山口真美以上の 14 名の方々で構成するということを、ここで決議していただきたいと思います。

只野雅人：今説明していただきましたが、第 2 期のメンバーについてご意見等ございますでしょうか。よろしければ、こちらもご承認いただいたという扱いでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、ご承認いただいたということにいたしたいと思います。

それでは、ここからが本題になりますが、議題の 3 番目が「答申」ということになります。今回はかなり大部な資料を事務局からご準備いただいたんですけれども。こちらはどうしましょう、こちらも事務局からまずご説明いただけますか。

城倉啓：まず留保の部分からですけれども。小林幸治委員、三木由希子代表からご要望が出ていまして、結論から言いますと来週に提出しますと。

小林さんの担当部分は、目次３ページの「４選挙運動　４－２選挙運動規制の廃止」の全体を総括する内容、特に「４－２－３公務員の選挙運動の場合」、「４－２－４文書図画」となっておりましたので、ここは今日は審議できないということになります。さらに「４－４候補者の選挙運動に対する公費負担」についても資料がありませんので、今日は審議しないということです。

三木代表のところは、５番の題未定のお題を付けて頂くところから始まり、且つ「５－２政党助成法の使途の明確化」の改訂版ですね、何回か議論いたしました。もう一つは「５－３政治資金については今後の議論の方向性」「６展望」、この辺りは三木代表の担当で未だ提出されていないということですが。

どちらも来週に資料が出ますので、これはメール稟議でギリギリまで頑張って、１月１５日には決議して、１７日に入稿するということを含んでいただいて、それ以外の所で今日できるところを決議していただきたいと思っております。以上です。

只野雅人：ありがとうございます。そうしましたら、いくつか意見が出ていますのでまず意見を伺って、その部分について審議した上で、残り全体について審議をしていくという流れでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

個別に意見をお出しいただいている、まず田中委員の方からですね。資料がお手元のあると思いますので、説明をお願いいたします。

城倉啓：メールの中で、大山礼子委員から意見があって、クオータの表記について「オ」の字を小さくするか大きくするかなんですが。事務局の方で小さい字を大きい文字に直しております。大山礼子委員の意見は入っているんですが。但しここで、小さい「ォ」の方がいいんだということになれば別ですけれども。

只野雅人：大山委員の意見は、既に反映されているということですね。じゃあ、小林委員お願いします。

小林五十鈴：私たち最初から「オ」を大きくするということで、赤松代表の下に決めておりました。だから大山先生気が付かれたんだと思いますけど。

只野雅人：特にご異論ないかと思いますので。大きい「オ」を使うということでいきたいと思います。ありがとうございます。では、田中委員の方からまずはお願いいたします。

田中久雄：私から最初に意見と言いますか、感じたことをお話させていただきます。「はじめに」という所と、「民意が反映される選挙制度」の二つの原案について意見を述べております。

「はじめに」の方は、「答申」案原案の４ページの冒頭の所ですね。１行目から２行目に

かけて、2 行目の「民主主義と地方自治にとって」という表現がありますが、その前段の 1 行目で、「自分自身の生活と国・地方自治体の将来を決める」と、国というのも入っているので、国政という言葉がいいかどうかわかりませんけれども、国という要素も地方自治の前に入れたらどうかと。これは同じ表現が 4 段目の 2 行目にもありますので、もし変えるとすればそちらの方も変える必要があるのではないかということ。

二つ目は、これは多分誤記だと思うんですけれども、2 ページの 3 行目で最後の段落の「決論」という所の表現、これは結ぶということではないかということが 2 点目です。

只野雅人：「はじめに」は片木代表の担当ですね。いかがでしょう今の 2 点。

片木淳：はい、ありがとうございます、よく読んでいただきまして。最初のご懸念についてなんですが、ちょっと意図が私と違うのは、この「地方自治」というのは地方行政とかという意味ではなくて。書いていないんですけれども、地方自治の主義と言いますか理念というか、民主主義と並ぶ概念として使っていますので。国に対しても地方自治を考えてもらわないといけないということも含まれるんですね。つまり国が色々な国政をやるときに、地方自治を配慮してやるようにと、これは地方自治法にも書いてあるんですが、そういう理念の話なので。ちょっと国政・地方自治と入れると雰囲気が違うという感じがいたしますので、他の方のご意見も伺いたいと思いますけど。国政というと国の政治、だから「国・地方自治体の将来を決める」と前段に書いてありますのは「国・地方自治体」という一つの行政主体の話を書いてあって。それを決める時の原理・原則・理念というようなものが「民主主義と地方自治」だと、こういう立て方しているものですから、国政を入れるとちょっと雰囲気が違うという感じがいたしますので、このままでもいいんではないかと思っております。

それから 2 番目はご指摘の通りで、打ち間違いですので、それはその通りに直させていただきます。ありがとうございます。

只野雅人：田中委員の方はいかがでしょうか。1 点目なんですが。

田中久雄：私はあまりこだわらないのですけれども。冒頭で、「選挙制度は、わたしたちの代表者を選ぶことを通じて、自分自身の生活と国・地方自治体の将来を決める…」と、選挙制度をかなり地方自治という視点、国との関係も含めてですね、それだけではなくて正に国の政策というか、非常に国民生活に関わるような、そういうような制度である、位置づけであるということを書いてあると理解しているんですけれども。その場合には、国の政治も大事なんだ影響を及ぼすんだということも表現の中に入れた方が良いのではないかなという感じがしています。皆さんがその必要はないということであれば、こだわりませんけれども。

只野雅人：現在の表現は、「民主主義と地方自治」ですね、他の委員の方いかがでしょう。細かいところではあるんですが、冒頭の部分なので、大事なところかと思いますが。

坪郷實：私は片木さんが言われたように、民主主義の方に国の政治あるいは自治体の政治両方含まれていると思いますし。地方自治の方は分権と言いますか、国と自治体との関係で地方自治という民主主義の中でも強調すべき論点があるということなので、「民主主義と地方自治」という流れで、私は良いのではないかと思います。

只野雅人：ほかにご意見ありますでしょうか。田中委員いかがでしょう、ご趣旨は今のようなことだということで、民主主義の中に国と地方政治両方が含まれているということで、分権の話がもう一つ付け加わると、こういうご説明だったかと思いますが。

田中久雄：わかりました。

只野雅人：もし特にこだわらないのであれば、今のような趣旨で理解するという前提でよろしいでしょうか。

片木淳：はい、ありがとうございました。ちょっと念のために、分権も含まれるんですけれども、普通住民自治も含まれますので、地方自治の中にもまだ住民が代表者を選ぶという概念も含まれているという点もご確認いただきたいと思います。

只野雅人：民主主義は必ずしも国に限ったものではなく使われていると。

片木淳：そうですけど、地方自治の中にもですね、分権というふうにおっしゃったから。普通は、団体自治と住民自治ということで、細かいことを言うようですけれども。やはり選ぶという、住民が代表者を選ぶという要素も地方自治には、ダブるんですけれどもね民主主義と。だけど必ずしも民主主義と地方自治とは一緒じゃないと言われている中で、地方自治についてはそういうことでご確認いただいた方がよろしいかと思います。

只野雅人：わかりました。では地方自治には二つの意味が含まれていると、こういうことでよろしいでしょうか。続けて田中委員②の方についてもお願いいたします。

田中久雄：②の方についてですが、4 ページだったんですが、これは最初のものとページが変わっているんですか。何ページになるでしょう

只野雅人：そうですね、最初のページに 9 ページ足していただいて、13 ページになりますね。

田中久雄：13 ページの、この段落はそのままなのかな、真ん中あたりよりちょっと下で、「第 2 に」というパラレルですね、3 段落目だと思います。「拘束性」という言葉で現行の制度について批判している訳ですが。この「拘束性」という言葉が、1 点はちょっと表現が強すぎるのかなということと。後の方で「拘束性」「非拘束性」という比例の表現がありますけれども、その表現と混同と言いますか、頭の中で「拘束性」というものを使い分けているというニュアンスになりますので。そこで「制約性」とか、ほかの言葉もあると思いますけれども、そういう表現に変えたらどうかということが第 1 点。

それから第 2 点は、15 ページの 2 段落目あたりですか、「衆議院とは異なる視点から民意を反映するという点で、多様な変化する民意を適切に反映する…」とありますが、反映という言葉がダブっているので、これは字句の話ですけれども、最初の方は削っても良いのかなということが第 2 点です。

第 3 点は同じページの、これはちょっと議論がある所かと思いますけれども、「特定の利益団体への過度の依存が生じないよう、一定規模以上の選挙区を選択して、」という表現があるんですけれども。これは認識の違いなのかも知れませんが、規模が広がると特定の利益団体の影響力が強まるのではないかという議論もあろうかと思うんですね。典型的には全

国区、全国一本の制度になりますと、具体的に言いますと農協とか医師会とかそういう代表が正にその組織票によって当選する可能性が非常に高い訳ですよね。ですから一定規模以上の選挙区にすると、利益代表の影響力が弱まるということは一概に言えないのではないかということで。ただこれは表現の仕方が難しいんですけれども、一番安易なやり方として一定規模の選挙区ってその辺曖昧な表現にしたらどうかなという程度のものです。

4 番目は、これは後から追加された文章ですね、20 ページの冒頭の所ですね。全国一本の比例で政党の配分をするという提案ですね。それが紹介されている訳ですね、一つの委員の考え方として。それの紹介がかなりのスペースを使って解説している訳ですが、それに対してまた最後の方で、そういう考え方もあるけれども我々の基本的な今回の答申案というのは適切であるということを述べている。それが一つの文章の中で、ずっと切れ目なく書いてあるので、その辺は提案の趣旨と、それに対する反論と言いますか答申案では違った考え方もお示しするような案が適当であるという所を分けた方が読み手にとって理解しやすいのではないかということです。この段落の下から 5 行目ですかね、その辺から切るのではないかと私は理解しているんですけど。

第 5 点は、男女交互の名簿の選択ということで、これは次のページの非拘束名簿式の項目の最後の段落ですね「さらに…」という表現の。これは私の誤解もあったみたいで、太田委員の方からあとからご説明があると思いますが、考え方として男女の中で始めから名簿を作らないで、有権者が候補者に対して投票してその時に男性と女性とリストアップされている中で、それぞれ得票順で当選者を決めていくという趣旨で書かれていると理解してよろしい訳ですね。私は予め名簿というか、この「さらに…」の段落の 2 行目で「得票順に男女交互に名簿順位を定めていくという仕組みである」という、男女で予め名簿を作るというような理解の仕方をしてしまったのですが。その辺の表現の仕方をもう少しわかりやすくしたらどうかという思いは残ります。

6 番目ですけど、次のページの 3 行目ですね「その場合、完全連記制をとる『というと』…」と入れた方が、これは表現だけの問題です。

7 番目は、23 ページの「その他の検討課題」の 2 段落目で「衆議院・参議院それぞれの提案した仕組みのもとでは…」という文言がありますけれども、その 2 行目で「投票価値の平等」（議員 1 人が代表する有権者数あるいは人口の平等）…」という解説が書かれている訳ですね、1 票の較差の表現ですよね。ところがここでは、投票結果についても平等を確保するというようなことが重要であるということなので、投票価値の平等と同じようにですね、投票価値の平等というのはどういう意味があるのかということを（　）書きで書いておく方が親切ではないかということです。

同じところの最後の段落ですね「その他の検討課題」の、先ほどの投票価値の結果の不平等と言いますか、それの次の段落ですけれども。表現なんですけれども、2 行目から「選挙運動区と有権者にとっての（選挙運動区よりも広い）投票区などを設定することで、候補者の多様性の確保……」ということになっていますけれども。そういうものを勘案してという、

設定することというよりは、勘案しながら同時にできるという表現の方が良いのではないかということと。それからその後の文章が、これは続いているんじゃないかと、できるということで一応段落を終えている訳ですけれども。これは続ける趣旨ではないかなというふうに感じたものですから。それを指摘しました。以上です。

只野雅人：はい、ありがとうございます。私でお答えできる所は私の方で答えていきたいと思います。

①からですね、「拘束性」というのはこの間の第2部門で使ってきた言葉ですので、そのまま使ってきました。特にご異存なければこのままで、ご提案いただいたのは「制約」ですか。「制約性」というのは、言葉がちょっと慣れない感じがします。単純に「制約」とか、「制約の度合いが少ない」という表現でも良いかなという気はしますがいかがでしょうか。まあ、拘束名簿という話もあとから出てくるので、確かに言い分けた方が良いかとも思います。

②は、表現の問題ですので直すということには異存はありません。

③番目はちょっと微妙なところですが。要するに小さすぎてもダメだけど、大きすぎてもダメだと、こういう議論をしてきたところなんですね。そうすると確かに「以上」は取った方が、真ん中という趣旨は伝わるかなという気がしますので結構かと思います。

④はですね、これは太田委員からいただいたご意見なんですけれども、確かに少し段落が長いかなという印象も受けるのですが。太田委員いかがでしょう。

太田光征：4番はむしろ田中さんご本人の意見に関係する所ではなかったかなと。

只野雅人：こちらそうですね。どうしましょうかね、確かに長いと読む方は読みにくいという感じがしますので、不自然でなければどこかで区切りを入れた方が。

太田光征：失礼しました、これは桂さんのご意見ですね。結論として、「すでに述べた…」というところから段落を区切れば良いと私も思います。

只野雅人：はい、桂委員いかがでしょう。20ページの（3）から遡って5行ほどいったところです。これは、形式面の修正ですのでよろしいでしょうかね。読みやすさに配慮するということで、そこで段落を変えることで不自然さがなければ。はい、ではそういう形にいたします。

⑤番目がですね、ちょっとわかりにくかったかも知れませんが。元々は拘束でも非拘束でも男女別でもいろいろな選択肢を政党に認めるというのが、田中委員のご提案だったと思います。その場合は非拘束名簿式という必ずしもそういう訳でもなく、政党が自由に選べるという話だったんですが、その議論をしていく中で、非拘束名簿でいこうということになったと思うんです。つまり順位付けはしないで、候補者の得票順に名簿順位を決めていくという参議院で採っているやり方ですね。そこに男女交互ということを残したほうが良いだろうという話で両方組み合わせたのが、この案ということになります。ですから政党が出す一つのオプションとして、順位付けはしないんだけれども名簿順位を男女交互にするという、男女交互の枠だけ作って名簿を出すと。あとは得票順に割り振っていくと、例えば女性候補

者の方がひょっとすると票が少なくても上にくる可能性があると。結果的に男女半数ずつになると、こういう話なんですが、ちょっと話が複雑だと思いますね。太田委員の方からご提案いただいているので、それも併せて検討させてください。

⑥はありがとうございました。その通りで結構です。

⑦はですね、こちらは太田委員ですか、ページで言いますと 23 ページですね。

太田光征：本日お渡しした、私の意見書の中で応答させていただいたんですが。1 ページの最後の所にありますように、原案の「投票の結果価値の平等」というものを「投票の結果価値の平等」（議員一人当たりの得票数の政党間などでの平等）というふうにしていただければイメージできるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

只野雅人：そうですね、投票価値の平等についても結果価値の平等という言い方をする場合もあるので、ここではそういう趣旨ではなくて、違う意味で使っているということを（　）で示すということですかね。

太田光征：もう少し付け加えますと、いわゆる 1 票の較差というのは、選挙前・投票前の有権者数ないしは人口を問題にしていますけれども、投票の結果価値で問題となるのは得票数ですね。得票数を比較しているという点が決定的に違うという訳であります。比例代表制というのが、正にこの意味での投票の結果価値の平等を追求しているものだと、要するに議員一人当たりの得票数が同じになるような制度が比例代表制でありますから。比例代表制で追及している投票価値の平等というのは、正に投票の結果価値の平等であるということですね。

只野雅人：そうですね、ここはご議論があるとは思うんですが、ある一つの意見、少数意見という形で紹介させていただいているんですが。

田中久雄：よろしいですか。よく結果価値の平等という時にドイツの連邦裁判所の判例が引用されますけれども。それの表現を見ますと、私の意見の中の最後のページの上の方に書いておりますが。その前のページからですけど、「有権者は自己が投じた票について…」その次の段落は私が付け加えたんですけど、「選挙結果に対しても同等な影響力を有するべきである」と、結果についても単なる一票自体の価値が平等と、有権者の数とか人口比に比べて、それだけじゃなくて投票した票についても同等な影響力を及ぼすと。ですから死票になると、死票に投じた人はゼロの効果しか影響力を与えないわけですよね。そういうことじゃなくて、これは端的に言えば比例代表ということにつながってくる訳ですけれども。結果に対しても同じような各有権者が一人ひとり影響力を及ぼすんだというような考え方がドイツの連邦裁判所の判例では示されているので。それに近い表現でわかりやすい文章があれば、それを加えたらどうかということを考えました。

太田光征：私も正にドイツの選挙制度論で使われている言葉、具体的には国会図書館が用意している資料の中の言葉をそのまま使った表現なんですが。田中委員が言われるように、一票の持つ影響力の平等性なのであります。それをもっとかみ砕いてと言いますか、数的な表現にしたのが、私が先ほど説明した表現ということで。正に一票の持つ影響力の平等性とい

う表現を付け加えることは、更に理解が進んで良いと思います。

只野雅人：そうしましたら、基本的に太田委員の方から出された提案の形を付け加えていただくということでよろしいでしょうか。結果価値というのは、一票の重みということと同義でも使われる言葉ですので、かなりきちんと定義しないと混乱はあると思うんですね。ここでは、などと書いてあるので少し幅を持たせていますけれども、具体的にはこういう意味で使っているということを（　）書きで示していただくという感じでよろしいでしょうか。じゃあ、何かあったらまた後で出していただくことにして。

それから、最後も太田委員の所なのですが。因みに最後の文章は確か私がまとめて付け加えたものですね。なんでこの文章があるのか、この段落があるのかということを説明しようとしたのですが。「選挙区のあり方について、「は」を入れてもいいかも知れませんね、ついては、更に徹底的な検討が必要である」と。これは確か私が付け加えた文章です。その上については、太田委員いかがでしょうか。

太田光征：はい、田中委員の修正のご意見で問題ないと思います。

只野雅人：はい、わかりました。じゃあ、そういう形で取り扱わせていただきます。時間もありませんので、今度は太田委員の方のご提案ですね。若干さっきの提案とかぶるところがあるんですが。まず、第2部門についての所ですね、お願いします。

太田光征：はい、なるべく簡潔にお話したいと思います。

１の（1）が、先ほど田中委員から出されました、男女交互の得票順という表現ですけれども、原案の文章をこのように変えたらどうかというふうに提案をしております。原案は、「得票順に、男女交互に名簿順位を定めてゆくという仕組みである」となっていますが、多分名簿という言葉を使っているがために誤解が生じると思います。これを「拘束名簿のように候補者個人の当選順位をあらかじめ決めておかず、投票後に男女交互かつ得票順に当選順位を決定する仕組みである。」と。実は先ほど只野委員の方から男女交互の枠という説明をされたんですが。私のイメージ・理解では政党が最初に用意する名簿には何の枠もなくて、今の参議院と同じ名簿であるけれども、単に投票順位を決定する際に男女交互にするという規定を設けるだけで良いのかなという理解だったんですが。その理解でこのような表現を

只野雅人：はい、ありがとうございます。投票順位の方が確かにわかりやすいと思いますので、こうしていただければと。これだと紛れはないですね。枠というのは例えの話ですので。あくまでバーチャルなことですから。これで結構かと思います。じゃあ続けてお願いします。

太田光征：はい、続けて１の（2）、2名連記制について前回新たに文章が加わったのですが。地方の市町村議会選挙制度でも制限連記制が導入されていることから、ちょっと説明を工夫するということで、注意が必要なんですが。地方の市町村議会選挙では制限連記制というものが、グループで選挙をすると有利になるというモチベーションでグループ化を促すという発想だったと私は理解しているんですが。そうだとしますと、これは地方議会に限らず国政・国会の議会選挙でも同様の効果を持つと考えられますので、2名連記制に関する原

案では、「政党化を緩和する」という意味合いがありますけれども、ここまではこれを言ってしまうと地方議会選挙制度改正案で謳っている立法効果と矛盾するのではないかと思いまして。「政党化を緩和する」という意味合いの部分を、このように変えてはどうかなと思います。（2）に示してありますように、「『人』の選択の幅を拡げて『人』の要素に重点をおくことで…」と変えるぐらいが無難ではないかと思います。どうでしょうか。

只野雅人：はい、私はこれで結構かと思いますが、いかがでしょう。できるだけ多くの人にとってわかりやすい表現の方が良いと思いますので。

桂協助：第 3 部門で出していた連記制というのは、地方自治体のところですよね。

只野雅人：はい、そうですね。

桂協助：そこでの状況と、国政での政党化の状況とはまるで原因が違いますので、異なってしまうのはやむを得ないと思います。地方自治体での連記制は、都市化されていないところほどそうですけれども、地域の世話役的な人に投票先が固定してしまうというような状況があって。それ以外の幅の広い選択肢が狭められているというようなことがありますね。だから連記制にすると、これは突破できる、多様化が図られるということがありました。国政の場合は、それとは全く事情が違っていて衆議院と同様に、参議院の場合の政党化が進んでいるというような問題があります。そこで連記制を採るというのは、政党に対する投票とは別に人を判断する投票ということができたり、女性に入れようという選択ができるという事情になりますので、基礎的な条件が違いますので、これはこのままの方が私は現実に即していると思います。

只野雅人：私の書いた 22 ページの網がかかっている部分、前回議論になった所ですけれども。今の桂委員が言われた点は、地方と国では前提条件が異なっていてそれに応じて目指す方向も異なっているという趣旨で多分重なるかなと思うんですね。太田委員の提案は、最後の文章だけ直すということですね。

太田光征：そういうことでありまして、今桂委員が言われたのは、政党化の進展の度合いの理由が地方と国の政治は違うということでありまして。私が言いたいのは、制限連記制が持つ誘導効果はグループ選挙をすれば得になるというモチベーションだと思いますので、それは地方であれ国であれ同じだと。グループ選挙が得であるというモチベーションがあるからこそ、選択の幅が政党だけでなく個人にも投票してみようかということになるということで。この特徴は、地方・国に関係ないということを言いたいわけですね。

只野雅人：因みに私がこの文章を書いた趣旨はですね、グループ化の効果って、さほど強いものではないだろうという認識です。政党化が全く進んでいなければ、グループ化の効果ってある程度強く現れますけれど、ある程度以上政党化が進んでしまうとその効果は目に見えて現れないだろうと。こういう趣旨ではあるんですが、確かに政党化が進展しているという表現は、いろいろご議論はあるかなという気もしますので。桂委員のおっしゃられた趣旨は、さっき私がお話したように前提条件が違っているという中に含まれているかなという気がしまして、太田委員のご提案でいいんじゃないかというお答えをした次第です。政党よ

り人だっていう基本的な方向性のところにも入っていますので、いかがかなと思いますが。桂委員どうでしょう。わかりました、何かあれば後で出していただくことにして。太田委員の案を前提に進めたいと思います。

第 2 部門は以上なんですけれども。特にお話しましたように、22 ページの網がかかっている部分ですね。前回皆さんのご議論を受けて少し手を入れたところです。ご覧いただいて、もしここはおかしいということがあれば、修正したいと思いますが、さしあったってこの通りでよろしいでしょうか。では、気が付きましたら後で出していただくことにして、先に進みたいと思います。

今度は地方選挙で、これもいくつかご意見いただいていて。太田委員の方からまず出していただくのが良いですかね。

太田光征：はい、第 3 部門の選挙制度改革改正案に関係しますので、本来は第 3 部門のかたがいらっしゃる所でお話したいところなんですが。ちょっと意見を述べさせていただきます。

まず 2 の(1)ですけれども、都道府県および政令指定都市の議会選挙制度案としての比例代表制が提案されている訳なんですが。ここでは国政の衆議院の場合とは異なりまして、政党が拘束名簿式も選べるようにしている訳なんですね。私の理解では、なぜ地方議会選挙でも拘束名簿式するかにするかといえば、やはりクオータ制が導入しやすいからというのが理由だと考えています。ただ、先ほど衆議院の選挙制度案でもクオータ制を導入する目的であっても、非拘束名簿式であっても導入できるということなので。私はできれば地方議会の比例代表制の名簿方式も、衆議院の名簿方式と同じにして欲しいという意見を、少数意見として付記していただけないかと。それからまた、名簿方式とは別に議席の比例配分方式も、地方議会選挙制度案では現在の参議院の制度と同じということでありますので、ドント式ということになるだろうと思います。この辺は、あまり活発に議論はされてこなかったように認識しているんですが。これも第 2 部門の案のように、ヘア基数の最大剰余法などにしていただくことで、無所属候補に対する死票が減りますので。そのように最大剰余法を採用すべきという意見を付記していただけないかということであります。

案文は「なお、名簿式比例代表制でクオータ制を推進する場合でも、衆議院選挙制度案としての比例代表制で提案されているように、非拘束名簿式でもクオータ制の要素を盛り込むことが可能であり、また男女別など複数の名簿を認めることでも同様であるから、有権者による選択の自由度が高い非拘束名簿式で統一すべきであるとの意見もあった。また、議席の比例配分方式についても、無所属候補にドント式を適用すると、多くの死票が出ることから、衆議院選挙制度案のように、無所属候補にも配慮したヘア基数最大剰余法などを採用すべきであるとの意見もあった。」というものです。それが(1)です。

(2)は、これも制限連記制ですが。これも少数意見として第 2 部門の参議院の選挙制度案の検討でも示されたように、民意の適切な反映の点で懸念があったという意見が出されたということを付記していただければと思います。これも具体的な案文をここにお示しして

います。「なお、大選挙区制限連記制については、参議院の選挙制度案の検討でも示されたように、民意の適切な反映の点で懸念があるとの意見も出された。」というものです。

只野雅人：ありがとうございます。以上 2 点なんですが、第 3 部門の三木代表はいらっしゃらないですが。どういたしましょう、もし皆さまの中からご異論なければ個別の意見ということなので、付記する方向で検討いただければと思いますが。どうぞ。

桂協助：(1) の方についての比例配分方式のことは、第 3 部門では具体的に検討されていないですよね。結論出されていないですね。

城倉啓：第 3 部門において、その件についてどういう議論だったかということですけれども。国政の方に合わせるという理解だったと、私は記憶しております。ですから現在のというよりは、むしろこの審議会のやり方。そこに合わせると、そういう理解でございます。ですので、ここでもしヘア式が良いということであれば、それはヘア式でも構わないと。大山礼子委員が原案を出した時には、「それはどちらでも構わない、あまり拘りはないという意味です」と言われたように私は理解しておりますので、ここでご議論いただければというふうに思います。

只野雅人：そうですか、わかりました。

桂協助：私もそのように思いますので、ですから太田委員案の「また…」という所から後半部分ですね、これは必要ないのではないかと思います。

只野雅人：じゃあ、「また」以下の所は削るということで、太田委員の方はそれでよろしいですか。そうすると、5 行目までですかね。「…意見もあった。」という所までを個別意見として拾うと。で、どこに付加するかですが。場所からすると、どこになるでしょうね。30 ページから 31 ページが最後の箇所になります。「期待される効果」という話が出てくるんですが。（4）が「法改正が実現した場合に期待される効果」、このあとに最後に付けますか。ちょっと置きどころが難しい感じがしますが。最後に（5）を付けて「個別の意見」というような形で一項目付けるような、ちょっとうまく入らない感じがするんですが。

城倉啓：それは、31 ページの一番最後という意味だと思うんですけれども。むしろ 30 ページの（4）「法改正が実現した場合に期待される効果」の前に、つまり「改正要綱」が 2）ですので。その後に 3）みたいな形にして、このような意見があったとした方が改正と関係がある。「効果」と関係はないですよね。「改正案」に少数意見があったという理解ですので。（3）の 3）でどうでしょうか。

只野雅人：30 ページの上から 8 行目のところで一回段落が切れて、次が（4）になりますので、この前に 3）を挿入すると。で、太田委員の一番目の意見をそこに入れる、こういう感じでしょうか。それから「市町村議会の選挙制度」についても、同じ形でいくと 33 ページの一番下に「法改正が実現した場合に期待される効果」というのが（4）でありますので、この前に 4）で個別意見を加える、同じ体裁だとそういう感じになるでしょうか。

城倉啓：もし、その場合だと 4）というよりは、3）で改行してそこに入れる方が良いのではないかと。経緯の中に入ると思います。

只野雅人：はい、そうしましたら「…こととなった。」のあとに改行して、「なお」という感じで太田意見を入れるという感じでよろしいでしょうか。今日第 3 部門の方がいらっしゃらないので、また後ほどメールで回していただいて、確認いただくという形になろうかと思います。ありがとうございます。

それでですね、「今後の課題」の部分なんですが、これは今回の答申案には反映しないということでよろしいですかね。

もう一つですね、桂委員の方から「修正案」という形でご意見いただいていますので、ここも簡潔にご説明頂けますでしょうか。

桂協助：30 ページの冒頭から「みなし個人票の計算方法については、今後の検討課題とするが、以下のような方法が考えられる。」ということで、一つの段落を使って説明されていますけれども。この部分は、確か第 3 部門から原案の中で、「未修正」という注意書きが加えられていたと思います。この製本の前の段階で、色付きの文字で。ですから修正する可能性をそこに示唆されておりました。そういう段落です。私もこの部分は修正しなきゃいけないと、前から思っていましたので、案文を考えた次第です。なぜ修正しないといけないかというと、ここに書かれている政党グループ名による投票Ｘ票と表していますけれども。これを各候補者に配分するという仕組みのことをここで述べている訳ですね。ですが、ここで書かれている方式ですと、配分した結果がＸに合致しないんです。水増し状態になったり、切り捨て状態になったりしてしまうということで、そうすると個人名票で投票した人たちとの 1 票と、みなし個人票として配分される 1 票とが投票価値が違ってしまうという結果になります。そうすると、候補者からも苦情が出るだろうし、投票した有権者からも苦情が出るだろうということなんです。おわかりでしょうか。

それで、私の作成した案は、裏の方に書いたんですけれども。左下に書いた図で簡単に説明しますと。第 1 位から最下位まで単純に傾斜配分するという方式です。傾斜配分に関しては、原案の方も傾斜配分ではあるんですけれども、配分した結果をトータルすると総体としてのＸに合致しないという状況だったんですけれども。私の提案ですと、トータルな値を始めに決めておいて、それを分割するという方式にしております。それで実際に計算すれば合致する構造になっております。

只野雅人：はい、なかなかすぐに正確な応答が難しい所だと思うんですが。

桂協助：図の少し上に書いてある中カッコの中の式ですけれども、Ｘ×Ｗ分の１、分数のことです、これが配分単位になります。Ｗというのは、配分単位を全部足した数です。配分単位の全合計がＷ、要するに第１順位から第Ｙ順位、つまり候補者数ですね、候補者数の総和をとったという値です。これを置くことで、分配した票数と全体の票であるＸが合致するという仕組みにしております。

只野雅人：ここでちょっと事実確認なんですけれども。ここは一応修正の可能性ありという含みの文章に、城倉さんなっていましたでしょうか。

城倉啓：過去の議事録または資料を調べてみますけれども。ただ、桂委員がおっしゃるんで

すから、そういうことがあったんだろうと思います。ですので、ここに第3部門の方がいらっしゃれば話し合いができるというふうには思うんですけれども。ちょっと今調べてみます。

桂協助：城倉さんの方から、何日か前に全原案を一つにまとめた添付ファイルが送られましたよね。その送られたファイルの30ページのところに、今私が問題にした部分がありまして、その右の所にですね、今手元にあるんですがコメントとして、「ymiki 未修正です」と書いてあります。

城倉啓：わかりました。校閲機能のところですね、コメント欄が入っているというのはね。ですからそれは議論の後付けとしてはありますね。どの時点で未修正のままって、つまり未修正のままいくということなのかどうかは、私も判然としないんですけれども。

只野雅人：すみません、これご担当は大山委員が書かれたんでしょうか。

城倉啓：原案は大山委員です。それを三木さんが承認したというふうにとれますよね。

只野雅人：そうしましたら、ご担当の委員に確認していただいた上で議論した方が生産的かなという感じがしますので。あとで扱いを考えますけれど、メールでの審議ということになりましょうかね。

城倉啓：この部分につきましては、もし良ければメール稟議でもいいですか。ここにいらっしゃる方にはなかなか判断が難しいと。つまり修正の余地があるのかどうかの確認をするということですね。

只野雅人：わかりました。ではそういう形で処理させていただきたいと思います。目次の方に戻っていただくと、2の「民意が反映される選挙制度」のところが一通り済んだかと思います。次が「選挙権・被選挙権」の項目なんですが、今回の案で大きな修正があれば、そこはご説明頂いた上で、ほかに修正のご意見があるかどうか議論するという形でよろしいでしょうか。では、ここは城倉さんの方ですか。

城倉啓：私が担当した部分もあるので、軽く説明いたします。何回か審議していただいた所ですが、44ページと45ページの所です。こういうふうに直しましたという確認だけです。44ページの上から2段落目に「国会では民法上の成年年齢の引き下げが検討されているが、」ぐらいの言及にしておくようにというふうに前回ありましたので、このようにして民法上の成年年齢と被選挙権年齢と関係しないということを印象付けております。それと、45ページの「あるべき姿」というのが、真ん中あたりにあります。これも簡単な記述だったので、少し詳しく「29歳以下の人々が」というふうに言及しております。それと、私の担当部分だけ言いますと、71ページの一番下の方にトマス・ハンマーさんという人の名前が出ていて、「永住市民 denizen」または「denizenship」「永住市民」という言葉を前面に出して、「将来の国民」というのは少数意見にするべきだというご指摘を受けて、近藤さんの意見は小さくしております。それと72ページの上から2段落目の、「外国人に地方参政権を付与した場合、……」というのは、これも反対論もあるけれども、ちゃんと反論の反論を強くするということと、上乗せ条例でいくということを明記しておくようにと

いうことなので、72 ページは前回よりも修正しております。結論の 75 ページは、特別永住者については同じですけれども、永住者につきまして、「国政及び地方の選挙権を付与する…」というふうに「地方」を明記しました。それと、地方被選挙権について上乗せ条例、条例でもできるというふうにしております。このように、前回の議論を引き受けているというふうに、私の方でそのような形で修正いたしました。

只野雅人：今ご説明頂いたのは、１点目が３－２でしょうかね「被選挙年齢の引き下げ」のところと、３－４「日本国籍を持たない人の参政権保障」ということでしたが、皆さんの方からはいかがでしょうか。前回の議論を踏まえて修正いただいたというお話でしたが。とりあえずよろしいですしょうか。何かお気づきの点があれば、あとでだしていただくことにして。

目次の方に戻ると、今度は「供託金の廃止」の部分は、いかがでしょう。特に今回大きな修正はなかったでしょうか。よろしいですね。では、３－３の「立候補休暇等」についても大きな修正は、ないですね。３－５「障がいを持つ人の参政権」それから３－６「学生・ホームレスの参政権」についてなんですが

片木淳：これもありません。ないんですが、ちょっと一言コメントしますと「障がいを持つ人の参政権保障」については、私の方で団体に問いかけをしました。ちょっと聞きたいこともありましたので。11 日と聞いていますが会を持ってですね、もう済んでいるんですかね、その結果で私の方に連絡があると言っていましたが、まだ来ていませんので聞いてみますけれども。もし何か修正意見が出てくれば、そんなに大きく変わらないとは思いますけれども、メールでみなさんにご相談させてもらいたいと思います。

只野雅人：わかりました。今ですね３－１、３－３、３－５、３－６について、大きな修正はないというご説明ただいたんですが、皆さんの方からご指摘やご意見がありますでしょうか。細かな字句の修正等は後でもできますので、内容に関わるものを中心に見ていきたいと思います。ではとりあえず３については、これぐらいにしたいと思います。

４の「選挙運動」の所がですね、101 ページからですね。ここは前回議論いただいていなかったでしょうかね。じゃあ、坪郷委員の方からお願いいたします。

坪郷實：この間第１部門及び全体会議に参加できなくて申し訳ありません。「選挙運動期間の撤廃」のところはですね、中間答申では方向性という形で公表しました。今回は、「選挙運動期間の撤廃」というタイトルで「選挙手続きの規定」というものを副題で付けました。これは「選挙運動期間の撤廃」についての提案になっていたわけですけれども、撤廃したあとの状態がどうなるのかが具体的なイメージがわかないので、方向性にとどめるということが中間答申だったと思います。その後第 1 部門で議論をしまして、選挙運動期間を撤廃すると当然事前運動の禁止をなくしますので、いつでも選挙運動はできるという状態になるわけですね。その場合に、具体的に選挙はどのように流れていくのかということで、選挙運動期間の撤廃後の「選挙運動の手続きに関する規定」を新たに設けるという形で、イメージを出してはどうかという議論を経て、今回は付け加えています。103 ページの（４）から

がそれになります。それまでは、ほぼ前回のものを、「歴史的な経緯」のところはそのままですけれども、「現行法の問題点と改革の方向性」は若干整理ないしは重なっている部分は削除した部分はありますが、基本的には変わっていません。（４）のところが、新たに追加したところで、これについては今後公選法を廃止したあと、国政レベルの選挙と、ここでは区を入れたんですけれども、市区町村レベルの選挙、これを別立ての手続き規定にするかどうかというのは、まだ明確な議論にはなっていないかもわかりませんので、ここはそれぞれでということで書いています。基本的には、「選挙運動は自由にできる」ということを書いた上で、国政レベルでは選挙手続きのための手続き規定ということで、104 ページになりますが、（ａ）ですね。手続き規定の中に主要な項目として、①から④を挙げました。

①は「選挙期日の決定に関する手続き」

②は「必要な場合には政党・政治グループの届け出の期間を定める」と、これは議論を煮詰めていかないと決まらないのですが、例示としては選挙日よりも 3 か月前くらいに選挙管理委員会に、これも現在の選挙管理委員会の体系をごく一般的に選挙管理委員会というふうに挙げています。

③は、その上で「候補者ないしは候補者名簿の届け出の期間を定める」ということで、例えば 60 日前と。

④が、「候補者ないしは候補者名簿の公示をする」。これは選挙管理委員会に提出されたものを公示するという形で 40 日前に公表すると。

③と④は一致は可能なんですが、若干の日にちをとって挙げていますが、これは例示ですので 60 日という同時にすることも可能かもわからないですが、という形にしています。国政レベルとは別に自治体レベルでも同じように、そういう手続きの規定を定めるという形でまとめています。国政と自治体との日程は、例示では変えていません。これは今後の議論で決めていく必要がある論点だろうと思いますけれども。というのが今日の提案です。

只野雅人：ありがとうございます。では、まず４－１「選挙運動期間の撤廃」について、皆さんの方からはいかがでしょうか。田中委員どうぞ。

田中久雄：タイトルの「選挙運動期間の撤廃」とそれに替わるものとして、「選挙手続きの規定」と書いてありますけど。撤廃して、替わるべき「選挙手続きの規定」を「設定」とか「新設」とかという、アクションを起こすんだという表現を入れた方が、考え方に即しているんじゃないかという気がしました。

只野雅人：はい、タイトルのところですね。いかがでしょう。

坪郷實：はい、それで「選挙手続きの設定」ということで良いと思います。

只野雅人：じゃあ、「選挙手続きの設定」が良いですかね、「新設」、どうしましょう。

城倉啓：印象としては「新設」でお願いします。

只野雅人：はい、では「選挙手続き規定の新設」にしますか、はい。

片木淳：2 点ほど質問なんですけど。104 ページの今ご説明があった、90 日前とか 60 日前とか色々あるんですけど。はっきり言いますとちょっと短いかなと、ドイツの例とかも第 1

部門で報告いただいたことがあるんですが。この 90 日、60 日、40 日の根拠は何かということ。もう 1 点は、さっきの自治体の話で、規制を条例に委ねるという議論が一方であったんですけれども。それとのバランスで、別にここではっきり書いている訳ではないんですけれども、そこをどう考えるかですね。条例に全部委ねるのか、一部委ねるのか、或いは表現を、そこはまだ検討すると書くのか、そこら辺ご意見を伺いたいと思います。

坪郷實：はい、私は基本的には統一的な手続き規定を設けるよりも、自治体レベルの方は条例で規定をするということの方向性で良いのではないかということを考えていますが。ここでは、その点は確認を今までしていませんので、書かなかったということです。それから選挙期日の決定というのは、例えば①のところは質問ではなかったんですが、日にちを書いていないのは念頭にあるのは国政レベルの場合ですと 1 年位前には選挙期日が決まっているということを想定している、考えているということですね。その上で、準備は具体的に 1 年前からそれぞれ進められるようになるということになりますが。日にちを書くべきかどうかということは考えたんですが、やはり日にちを書かないとどういう流れになるのかわかりにくいので、例示として入れたんですが。この日数は、例えばドイツでやられている国政レベルの連邦議会の手続きの規定に見合うような形で、一応設定しています。これをむしろもっと前倒しで早い時期にこういう手続きができるようにするという選択肢はあるかと思いますが。例示をこういう形でやるのが良いのかどうか迷ったんですが、取り合えず入れたので、逆に誤解を生むのでもっと余裕をもってやれるようにするというご意見があれば、これは外しても、別に私は良いと思うんですが。それでイメージがつかないということになれば、逆なんですが。

片木淳：わかりました。趣旨は理解したんですが、私が懸念しますのはこの 60 日・40 日と短いから、今の選挙運動を規制する期間と似たもので、あまり変わらないのかという印象を受けるとまずいなという感じで。今おっしゃったように、前段で本当は 1 年ぐらい前から自由にやるんだという所を強調していただいて。90 日・60 日・40 日は、もう極々手続き的な話としてドイツなんかでやられていることを、なお書きみたいになるんでしょうかね、そこは具体案ないんですけど、そうされた方がよろしいんじゃないかなという気がいたしました。

それからもう一つはですね、条例の話ですけど。（b）の方ですけど。今の文章だと「次のような点を含む手続き規定を定める。」と言い切っていて、上と同じような言い方しているので、両方とも法律かなと思ってしまうので。（b）の方には何か少し留保するような、「条例等の」とか「等による」とか、そういうことを入れていただけたらどうかなという感じはいたしました。

只野雅人：そうしましたら、ちょっと本文の方で、元々選挙運動と政治活動がシームレスに行われるという発想なので、そのあたりを少し強調していただくということかなという気がいたしますが。今の条文の件は、少し加筆いただくということでよろしいでしょうか。

城倉啓：これは、書くか書かないかについて、本当に審議会の中で合意形成していただきた

い点ですが。だれが選挙期日を決めるのかという議論があると思うのと、それは何かというと、衆議院の解散総選挙の場合、つまり 1 年前に期日が決まっていますとなると、その 1 年間は解散できないということになりましょうか。ただ、それは法律でどこまで言えるのかなということと、ドイツの場合だと解散権を別の法律で非常に制約しているということがあるので、この 1 年前というのが既に成り立っているということがあるので。解散どうなるんだという反論があった場合に、それに対して審議会としてはこう考えるという反論の反論を用意しておく必要があるのではないかと思いました。

坪郷實：その通りだと思うんですが。まずは 1 年前に選挙期日を決めるというのは、当然解散権を制約するという議論とマッチしないとそうなるということと。それから通常の任期満了の選挙を基本にするという形で、解散権の制約が行われるとこの流れになるんですけど。何らかの理由で、やむを得ず解散が必要な場合の規定を設けられたとすると、それに見合うものはまた別の手続きの流れでやるということになるのではないかというふうに考えますけれども。

只野雅人：そうしますと、通常選挙の場合を想定したものだということはひと言書いていただくということでよろしいでしょうか。解散の場合、規定を議論するのはなかなか難しいそうですが。はい、小林委員どうぞ。

小林五十鈴：地方自治の方は、「公示」でなく「告示」にしていただきたいと思います。

坪郷實：はい、現在はそういう「公示」と「告示」という区別をしているんですが。それも私は本当は必要であるかどうかと思っていますので、「告示」という言葉や「公示」というのを使わない方が良いのかも知れませんが、「立候補者を発表」くらいでとどめてもいいかもわからないです。既存の用語を使うとそういう議論があるかもわかりません。

只野雅人：そこもご検討いただくということで。他にはいかがでしょう。

小澤隆一：これも、なお書き程度のことなんだろうと思うんですけれども。立候補の公示を 40 日前までということになると、その締め切りをどうするんだというようなことが、多分出てくると思うんです。結局 40 日前になると、数日のうちに立候補しなければ、立候補できなくなるという問題があるので。投票が準備できるようなしかるべき時期に締め切れば良いのであろうと思われますから、それこそ数日前ぐらいまで引っ張ることは可能なんじゃないかと思うんですね。国政選挙の場合は、特に政党名を書く比例選挙になると印刷等々の手間があったりするので。立候補の締め切りはしかるべき期間まで幅を取るとか、そのようななお書きが必要じゃないかというふうにちょっと思いましたけれども、いかがでしょう。

坪郷實：そのあたりを全部詰めていくと色々難しい問題があるんですが、これは期日前投票をやるのであれば、やはり数日前に立候補を締め切るという訳にはいかないですね。期日前投票をどれ位の期間設けて行うのか、これはドイツなどでも期日前投票を郵便投票でひと月ぐらい前から国政選挙だとできるようになっていますけれども。ただこれもその時期に候補者が確定しているので、期日前投票ができるんですけれども。しかしあんまり早く投票

すると政党間の政策的な議論を踏まえた投票にならないので、それでよいのかという議論もあるので、期日前投票をどれ位の期間でやるのか、あるいはどういう形でやるのかということと関係するので、ちょっとここは詰めない方がこれからの議論でというふうに思うんですが。

只野雅人：よろしいでしょうか。他にはいかがでしょう。はい、小林委員どうぞ。

小林五十鈴：私たち運動をしていると、特養老人ホームがずい分増えてきています。その中で、なかなか選挙権がありながらできていないところがずい分あります。そのあたりのこと、障がい者の方にもあるのかもわかりませんけれど、そういう時代に来ているということをどのように捉えて書いてくださったのかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

坪郷實：それは、今回は具体的提案をしていないですが。第１部門では、郵便投票制度の議論は若干提案をしたんですけれども。郵便は今一部行われているんですが、一般的に郵便投票を全有権者に認めると、しかもそれはインターネットや郵便で申請をすると、郵便で封筒等が送られてきて、どこででも投票用紙の記入をして郵便で出せると、そういう一般的な郵便投票制度を導入すると、今まで参加できなかった人も含めて投票できる機会が増えるのではないかという議論はしていますけれども、今回はそういう具体的な提案までは至っていないということです。

片木淳：今の点に関しては、先ほどの３－５の「障がいを持つ人の参政権保障」の例えば 86 ページあたりの上に、障がい者団体からの要望を整理したんですけれども、高齢者社会になれば高齢で障がいがあるという状況になるわけですよね、ですから共通するんですけど。86 ページの上に、郵便投票で、外国では自由に行われているという例として、北欧のことを書いているんですけど。だからもっとやるべきじゃないかと。政府も、障がい者権利条約を結んでいまして、どんな配慮をしようかということを、ある程度少しずつ進めていまして。90 ページの参考３ですけれども、91 ページの上の方に書いてあります通り、これは障がい者の言い方になっていますけれども、移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリーとか、代理投票の適切な実施等ですね。指定病院等における不在者投票、郵便投票による不在者投票の適切な実施というようなことで、直接な記述をしていませんけれども、これが高齢者に対しても効いてくるということになるかと思います。ですから、具体的な問題があれば次回の選挙審の中で更に詰めてですね、載せていけばいいのじゃないかと思います。

只野雅人：小林委員さしあたってよろしいでしょうか。はい、障がい者の部分である程度カバーできているというお話だったと思います。他にいかがでしょう、４－１ですが。

　そうしましたら、今度は４－２の「選挙運動規制の廃止」のところですね、これは、ご担当どなたでしたでしょうか。

城倉啓：小林幸治委員が包括的に全部なさることになっています。104 ページ以降に個別訪問等を載せているのは、中間答申で載せたものがそのまま載っていると。目次で言うと、４－２－１、４－２－２、４－２－５、４－２－６、４－２－７、この 5 点につきましては、

中間答申で出しているものをここに記載しております。

只野雅人：わかりました。一部未着の部分があるということですね。

城倉啓：はい、４－２－３と４－２－４が届いていないのと、全体を包括する、選挙運動規制を基本的には全部無くすんだと、全部と言っても残す部分もあるのですが、そういう文章がまだ届いていません。

只野雅人：わかりました。では、今わかる範囲でご意見があれば出していただいてということにしましょうか。委員の皆さんいかがでしょうか。ここにあるのは、基本的には中間答申の文章をほぼそのまま引用しているということですね。

私の方から一つ、さっきお話があったんですけれども、すべての規制が撤廃される訳ではないという前提でしょうか。例えば 110 ページのところですか、表がありますよね。これは「罰則規定の撤廃」という所なんですけれど。これをそのまま拝見すると、例えば事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反という部分の一部の罰則が残っているような感じがするんですが。今条文が手元にないんですけれど。まぁ、残すというご判断なら良いのですが。

城倉啓：はい、ここは小林委員がおられる中で詰めていかないといけない部分があるかなということと。先ほど罰則規定のお話が出ましたので、その罰則規定を一般刑法に全部移そうではないかという議論もありました。それについて、坪郷委員がご意見があると思いますので、そのあたりと絡めて考えた方が良いかなと思います。

坪郷實：今の冊子は 121 ページに４－３という項目だけ「罰則規定の移動」というのがあります。「理念・総論」のところで、一部関連の文章がありまして、9 ページのところに最後から 2 番目の段落の最後の行ですけど、「買収罪など必要なものは刑法に移動されるべきであろう…」とこういうことに関わるんですが、第 1 部門で、以前に若干議論をしまして、選挙運動期間を撤廃し選挙運動規制のほとんどを廃止するとなると、罰則規定の中で買収あるいは選挙妨害に関係するようなところは残る可能性がもちろん大きいんですけれども、それをどうするかという議論をしました。元々公選法の罰則規定も含めて、公選法については法律家の中では憲法・刑法・行政法と、それぞれの専門家が一緒に研究をするというようなことは、70 年代とかこれまでにも行われているんですけれども。その議論を踏まえて罰則規定をどうするかという議論が必要だと思うんですが。この間刑法の専門家とも話をしたんですけれども、罰則規定を刑法にそのまま入れるとなると、入れることは可能かもわからないんですが、刑法自体が法体系の見直しをこの間基本的にやっていないので、当然何のためにこの罰則があるのかということの目的規定というのを入れることはできないだろうと。そのまま条文だけをどこかに入れるということだけは、賛成を得られればの話ですけれども、できるかもわからない。むしろ、やるとすれば単独法で買収などの規定を入れて、単独法にしますと目的規定をちゃんと入れられると。選挙の関係は選挙の関係という目的を入れて、そういう単独法を作るというやり方はあるという話はしたことがあるんですけれども。そういうことも含めて、罰則規定の内容はどこからどこまでなのかも含めて、全体会

などでもう少し議論をして、案を作った方が良いのではないかと私は今の時点で思っていますので、できれば今回は具体的な提案としてはしない方が良いのではないかと思いますが、皆さんご意見をお願いします。

只野雅人：そうしますと、基本的に削除するというところで留めるということでしょうかね。不必要になるものは削除すると。刑法に移すかどうかは大きな議論になりますので、今回はいじらないという、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、最初のはじめにの部分は私が書きましたので、ここも修正するようにいたします。他に今お気づきの点がありましたら、お願いします。

太田光征：小林委員からどういう文章が出るかにもよるんですけれども。実際に選挙関係の取り組みに参加して気づくのは、いわゆる標旗を使って選挙運動しますよね、標旗の所でしか演説ができないとか、そういう細かな規定をどうするかと。あれは縛りになるんですね。自由に演説して応援しようと思っても、選対じゃないとできないんですね。選対の中に入らないと。市民が勝手に自由に演説できないので、ああいう具体的な縛りもなくしていただきたいなと思っているので、そういう表現にしていただければなと思っております。

只野雅人：ちょっと私もさっき申し上げたんですけれども。特に目立ったものについては廃止ということが明示されているんですが、結構規制はたくさんあるので、そのあたり含めてどうするのか。書きぶりとしては、特に問題があるものを具体的に検討しますが、他の規制も撤廃するという書き方になるのか、そのあたり含めて小林委員にご検討いただくということになるでしょうか。大きな問題なのでメール稟議だけで上手く処理できるのか心配なところはあるんですが。いつ頃案文が出てくるでしょう。

城倉啓：はい、小林委員は来週には出したいと言われていました。

只野雅人：わかりました。選挙運動について他にいかがでしょうか。では罰則規定のところは削除という形にしたいと思います。「候補者に対する公費負担」も今回はまだ案文が届いておりませんのでとばしまして、最後は題が未定になっていますが「政治資金」についてですね。「企業団体献金の全面禁止」と「政党助成法についての使途の明確化」の 2 点については文章が出ていますのでちょっとご覧いただいて、この担当は三木委員でしょうか。

城倉啓：はい、三木代表です。「企業団体献金」につきましては中間答申で出したものがそのままです。「政党助成法」の方は、本日皆さんにお配りしているものは少し古い版で 10 月 25 日の資料をデータであったものです。10 月 30 日版でもう少し修正があったので、更に修正が加わったものが来る予定です。これも来週という話です。

只野雅人：わかりました。今の時点で気になる点やご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょう。

太田光征：すでに言わせていただいたかも知れませんが。最近の選挙を見るにつけ、政党間の資金移動についての考え方を明確に今後議論していっていただければと思います。

只野雅人：はい、政党間の資金移動の問題どうするかについては、これは事務局の方から三木代表に伝えていただけますか。なかなか短期間で全て盛り込むことは難しいかも知れま

せんが。

城倉啓：「展望」のあたりでしょうか。そこに今後の課題という形で文言として出していただけるとうれしいというふうに要望いたしましょうか。

只野雅人：そうですね。今後の課題ということでもよろしいかも知れません。他にはいかがでしょうか。

傍聴者：私は、田中先生や太田先生が主催なさっている講演会に 4 回ほど参加させていただいております。前回の中間報告の時のこのような会にも参加いたしました。この選挙・政治制度改革に関することからちょっと外れるかも知れないと思って、発言を躊躇していたんですけれども。選挙運動につきまして、疑問とか質問があるんですが。この会は法規の問題点に関する会議だというふうにも拝見しているんですけれども。部分的にしかこの文書を拝見していないのでわからないんですが。実は制度改革と言った場合は、制度の運用面に関しても法社会学的に広く含めて制度の問題というふうに私は考えたいと思うんですね。そうした場合、選挙運動について二つ問題がありまして。各政党あるいは候補者によって、法規を厳しく適用する場合と見逃す場合とがあるのではないか。その実態はどうなのかということと。それから、正面切っての議論にはならないにしても、今後の課題として運用面も含めて広い意味の制度について議論をした方が適切なのかどうか、或いはしない方が適切なのかという問題意識を持っております。ちょっと外れるかと思いますが。

只野雅人：どうしましょうか。私からお答えしてもいいんですが。はい、どうぞ。

片木淳：おっしゃる通り、法律の改正ばかりではなく、やはり運用まで含めて、行われている選挙制度のおかしいところがあれば運用まで踏み込んで、我々としては改革案を出すべきだとは、私は思います。それは一般論なんですけれど、その中で今おっしゃったのは、選挙運動について法律の適用が厳しい候補者と政党とそうでないのと、何と言いますか差別があるんじゃないかというご指摘ですけれども。我々がこの答申を出す時は、釈迦に説法ですけれども、根拠がはっきりしていないとなかなか申し上げられないですよね。事実があるのかどうか、何でそれを立証するのか。その場合に、今の法規を厳しくしているのとしていないのとあるんじゃないかというのは、例えば警察にどうなんだと聞いても答える訳ないということですから。それはあるかどうかも私もわかりませんけれども。あるという以上は、何を証拠にして根拠にして言うのかという出発点が難しい気がしますね。証拠になるようなものが何かありますか。

傍聴者：戸別訪問について禁止期間であるにもかかわらず有力な候補者が夫婦で来て、これはおかしいんじゃないのかと連絡したけれども、何の反応もなかったという経験があったり。他の人からもそういう体験談は聞いていますので、その点についてのまとまった資料とか検討・研究とか、そういったものは、今のお話を伺いますと無いようでございますので、あまり大きな問題にはなりにくいかなと、今ご回答を受けて感じましたけれども。個人的には、そういった問題意識を持っております。

片木淳：ほかの方たちにもお聞きしないといけないでしょうけれども。今思いつくのは、判

例なんかでは確たる事実が判決で書かれている訳ですよね。ですから裁判所の記録の中にそういうことがあったということがある程度わかるようなものがまとまれば、そこは立論のしようがあるのではないかと思いますけれども。実際は難しいなという感じはしますけれども。他の方なにかご存知のことがあればお願いします。

只野雅人：実例拾うのは判例レベルでも難しいですね。ある事案が起訴されて別のものが起訴されないから違法だということにはなりにくいので。私が感じますのは、根本にあるのは規定が細かすぎるということだと思います。条文を読んでもわからない。選管に聞くと答えは返ってくるけれども、最終的な法律判断は裁判所ですとそういう話になると。すべての規定をくまなくすべての候補者に適用しているとはとても思えない。どうしても不公平感は出てくるであろうと。今回は極力規制を無くしていくということですので。方向としては、多分その不公平感みたいなものは解消していけるのじゃないか、不平等感は解消されていくんじゃないかという見通しは持っています。

城倉啓：個別の話の集積ということで言えば、せっかく日本国民救援会の鈴木猛さんがいらしているので、恐らくそのようなデータ的なものを持っておられるのは鈴木さんの方ではないかと思いますので、何かありましたらひと言お願いできないかと、突然無茶なお願いで申し訳ありませんが。せっかく出た議論なので、いかがでしょうか。

鈴木猛：国民救援会の鈴木と申します。今言われたような具体的なデータとなると、我々が持っているデータというのは限定的なので一般化できない面もあると思いますが。元々運用に幅がある規定、警察がやろうと思えばどんどんできる、見逃そうと思えば見逃せる、そういった規定そのものがあることが問題だと私たちも思っているので。公職選挙法の改正によって、そういうことが実質できないという点では規制を無くすというのが一番の手かなというふうには思います。実際、警察も公的にどこそこの候補者・政党は規制します、どこそこは緩めますとは言わないので。内部的な発言があるとかいうのも、個人的な警察幹部の発言であるとか、そういったことを警察が認めるとは思えませんので、その辺の証拠書類として出すというのは難しいと思いますが。現状として警察が一定の候補者や政党を他の政党よりも規制をかけているというには、我々はそういうふうに感じていますが、さっき言ったようにそれを証明するというのはなかなか難しいかなと思います。そういった点で、今回の主権者が自分の思いを選挙運動に参加できるということがとても大事だなと思いますし、この答申の内容が我々とすると大変大事だし、勇気づけられる内容だと期待しております。

只野雅人：どうもありがとうございます。どうぞ、田中委員。

田中久雄：今までの議論を聞いていて、ちょっと勝手な思い付きなんですけれども。今、運用として選挙管理委員会ですね都道府県市町村の、それがそれぞれ法律の解釈をこれは良いあれは悪いと、解釈がかなりアンバランスがあるわけですよね。問題になると総務省の選挙部に問い合わせたりして、基本的に大事なことは通達や何かでおそらく全国統一されていると思いますが。個々具体的なものにそれが該当するかというのは、選管が判断している

ので、アンバランスになるのは当然なわけですよね。今回大幅に規制緩和するということで、そういう問題というのはかなり解消すると思うんですが。今話を聞いていて、世界的にもそういう所があるのかどうかわかりませんけれども、よくオンブズマン制度ってありますよね。色々な種類、司法からジェンダーの問題、プレスの問題とかありますけど、選挙に関してのオンブズマンというのを作ってもいいのかなと。司法とそれから行政ですね総務省や何かの、その中間によくオンブズマンというと元裁判所のリタイアした人とか有識者の人数人とか、事務局がかなりがっちりしたところが多いですけど。そういう所が選挙の運営とか法解釈について、簡単に司法に行かないで、或いは国民の権利を守るという立場、選挙権とか立候補者の運動の自由とか、そういう司法とも違うし行政とも違う、国民の立場に立った簡易な権威のあるシステムというのがあってもいいのかなという感じがしたので、次回の審議会でも、運用の問題もということであれば、そういう話も議題にしたらどうかという思い付きです。

只野雅人：ありがとうございました。はい、どうぞ。

傍聴者：前に民間の憲法研究所にちょっとおりまして、その時に只野先生、小澤先生に大変お世話になりましてありがとうございました。これもやはり選挙制度そのものに関する正面からの問題ではないかと思うのでちょっと躊躇していたんですけれども、あえて言えば 119 ページの第三者による演説会で下から 6 行目の個々の候補者の合同演説会にも関わってくるかと思うんですが。そして 136 ページや 137 ページを見ますと、積極的な政治参加の呼びかけと、そして 18 歳からの選挙権ということで年齢が下げられて、なおかつその続きに「選挙権の行使を私たちの真の権利として確立するかどうか」ということの意味が書かれていますけれども。本来であれば、政治の教育の問題かと思うんですけれども、投票率が高く、関心が高く、ある統計によると民主主義度 100%と言われる北欧諸国等では義務教育段階から国による多少の違いはあれ、選挙における各政党候補者の公約・政策を生徒に自主的に集めさせて議論させ、教員はそれを見守っていて、この資料は足りないとか、この点の議論はできていないのかというアドバイスをすると。そういう意味で 18 歳の選挙権を得ればすぐに非常に意欲的に投票するような教育が、義務教育段階からなされていると聞くんですね。そうしますと、この本文中に他にも棄権が多いとか関心が薄いということもありますけれども、そういった点から考えますと、この会自体の問題にはならないのかも知れませんけれども、付随した問題として、選挙権の行使を実行化するための各年齢に応じて学校教育で取り上げることも、発展形態として問題にできるのではないかということと。

それから、ドイツだったか他の国かもわかりませんけれども、市民が選挙前に行う討論会に何人かの候補者を呼んで、一緒に演説や討論してもらうということがあると聞くんですね。日本でも実際にやられているかどうかというのを、私は知らないんですが、となると先ほど申しましたところの、個人による合同演説会に抵触するのではないかということもちょっと思いつきまして。今日ここで発言する予定もなかったものですから、きちっとしたデータとかを持って来ないで発言して恐縮なんですが、そのことについてお伺いしたいと思

います。問題提起にもならないかも知れませんけれども失礼します。
只野雅人：城倉さんの方から、お願いします。
城倉啓：貴重なご意見、問題提起をありがとうございました。私どもとしましては、133 ページの「6 展望」というのが真っ白になっていますが、この中に前回までの議論で、おっしゃっている意味の主権者教育については次期の選挙市民審議会で議論するという要望もあったので、展望の中で書かせてもらいたいと思っております。その中で諸外国のことなども、例えば北欧諸国のスクールエレクションですとか、そういったものも調べて審議していきたいと思っております。決してやぶさかにはしないということを申し上げておきたいと思います。
只野雅人：演説会の話も、基本的には規制を緩和していくというのがこちらのスタンスですので。ちょっと時間もだいぶ経ちましたが、一応今日が最後ということでしょうかね、全体会としては。ですので、少し話したりなかったところとか、気になっているところがあれば、この際お出しいただければと思いますが。いかがでしょう。桂委員どうぞ。
桂協助：22 ページの女性議員を増やすことに関係している所ですが、4 段落目で「単記制を採ると…」という所から始まる文章の 3 行目で、「有権者による人の選択の幅を拡げるという点では単記制よりも 2 名連記制の方が望ましいという意見があった。」というところ。それから、その次の次に「女性議員の増加に資するとの意見もあった」とありますが、両方とも一部の意見という扱いですけれども。ここで前提として「有権者による人の選択の幅を拡げるという点では」という前提が付けば単記制よりも 2 名連記制の方が望ましいというのは、共通認識として言えるのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。一部の意見というよりも。この前提の下では単記制よりも 2 名連記制の方が望ましい…。
只野雅人：はい、ここは議論をしていなかったところなんですが、いかがでしょうか、みなさん。
桂協助：それと女性議員を増やすということに関して言えば 2 名連記制はそれに資するということも共通認識として言っていいのではないかと思うんですけれども。
只野雅人：単記にするか、2 名連記にするかという話がありまして。2 名連記に決めるということであれば書きやすいんですけれども。今のような書き方をすると一定の方向をはっきり採るという感じが出るので、少しぼかして書いたという次第なんですね。
桂協助：ただ、さっき言いましたように、前提付きで言った場合には共通認識と言えるようになるのではないかと思いますけど。有権者の人の幅を拡げるという点は、明らかに単記制より連記制の方がいいと思います。それから女性を拡げるということにもつながると言えるのではないでしょうか。ここでそういったからと言って、単記制を否定している訳ではないですから。広い意味で単記制を採っているということを否定するわけじゃないですよね。前提付きの下では、連記制の方が有用だということが言える、これは事実をそのまま述べていることになるのではないかと思うんですけれども。
只野雅人：そうですね。「人の選択の幅を拡げる」という、まあ複数の候補者を選択できる

というのは事実だと思うんですね。女性議員の増加に資するかどうかというと、なかなか一概に言えないかなというのが、私の率直な印象なんです。こういう可能性があるということは否定できないという話かなと思うんですけれど。はい、どうぞ。

太田光征：正にこの点について、私は前回意見を言ったつもりですけれども。有権者の側から見て、当選させたい候補者がいて、2 番目にも当選させたい候補者がいる場合にですね。2 番目にも票を投じることで 1 番目の当選が危うくなるというケースが出かねないので。実は確かに投票先は増えるように見えるんですけれども、単純に有権者が 2 票を投じるかというと、そうでもなくて、且つ当選の結果がわからないという点で、最初の投票の選択肢が増えたとしても結果の投票価値が保障されるかというと、そうでもないという点で、これは非常に難しい問題があると思います、連記制については。なかなかこれを全面的に評価する意見の表現はやはり避けた方が良いかなと思っています。

桂協助：我々は、参議院に関しては「人の選択を重視する」という方向性は出している訳ですよね。それは当然そういう目的で改定を主張するわけで、そういう制度の改定があるということは、そういう制度の目的が明らかにされていかなければいけない。広めなくてはいけない。そういう中で、今の参議院をどうするかという、政党化している状況をこのまま許して良いのかと。この状況は衆議院と違うんだから、提言させていこうではないかとそういう運動が伴うということになると思います。そういう運動を広げていかないといけない、これを市民に対して答申をしていくということの意味は、そういう方向性を訴えていくということを伴う訳で。そういうことが広まっていって、有権者の間で共有されていけば、自分の支持している政党に 1 票は投じるけれども、もう 1 票は参議院の趣旨にかなった方向で投票しようという。そういう投票行動が生まれることになりますよね。ですから、私は読めないどうなるか読めないということじゃなく、望ましい方向に投票行動が展開していくように進めていくという、そういうアクティブな方向性で提起していった方がいいと思うんです。そうなれば、この前太田さんが懸念していた連記制などを採れば上位政党に議席が集中していくという懸念というのは、逆に現状よりも政党化が低減されるという方向に変わっていくという展望も持てる訳ですよね。そういう立法目的・制度の目的というものを考えた方向で訴えていく、それを広めていく、そういう観点で書くべきであると思いますので、私は今言ったような書き方で良いのではないかと思います。

只野雅人：私の考えはさっき申し上げた通りで、少し幅がある話なのでここは個別意見という形で位置づけさせていただけないかということですね。私も若干そう言い切っていいかどうか懸念を持っております。上の方を見ると、選挙戦略によって結果が左右されるという話がありますので、複数の候補が選択できるということであればこれは自明のことですので書けるのですけれども。桂委員のご趣旨はもっと広いものを考えておられると思うんですね。ただ二人選べれば良いという話ではなくて、それがいろいろなポジティブな効果を持っていると、こういう話だと思うので、そこまでいくとちょっとやはり議論が分かれてくるかなと。個別意見として書いてもそれなりに印象は強い書き方にしたつもりなのですけれ

どもいかがでしょう。どうしましょうか、他に強いサポート意見があればもちろん考えますけれども。

小澤隆一：やはりここの部分の答申の基本は、大選挙区単記投票制または 2 名連記制という形で、2 案出したという形をしていますので。それはいろいろ議論した結果、そういう 2 案を出している訳ですので。ですからこの網掛けの部分は、これだけだと単記制のデメリットと 2 名連記のメリットが書かれているという、こういう形になっているので。まだ単記制か 2 名連記制か絞り切っていないという趣旨の答申の基本ですので、ここはこの網掛けの部分で意見一致したという形にはしないでおくのがいいのではないかと考えます。私もこれ通りになるかというのが読めない部分あるなという印象を持っていますので。

城倉啓：ちょっと素人考えかもわからないんですけれども、桂委員に若干の肩入れをするとですね。ワクワク感と言いますか、わからないということは、もしかしたらという反対解釈を許しますよね。それは私ども市民というのは、学説によればあるいは分析によればそうなるかもわからないけれども、これを上手く用いればというのはやはりあるんですよね。そのあたりのワクワク感が表現されれば、両論併記であっても何だか明るい感じはすると。ちょっと印象的な言い方で恐縮ですけれども、そんなふうに思います。

只野雅人：わかりました。人の選択の幅を拡げるというあたりを、もう少し広げて表現する、何かいい表現があれば考えてみたいと思いますので。そのあたりで今日はよろしいでしょうか。どうしてもご不満は残ると思うんですけれども、ある程度共通の意見として出す必要はあると思いますので。

それではですね、あとは時間もずい分過ぎてきましたので、今後の進め方について事務局の方からご確認いただければ。はい、どうぞ。

桂協助：申し訳ありません。男女のクオータ制に関することでの憲法論議のことで、16 ページと 17 ページに芦部信喜さんと辻村さんの著書が引用されているんですけれども。いずれも只野さんも仰っているように議論が煮詰まっていないことの証左として、出されているということになってしまっていると思うんですね。このままですと、女性議員を増やしていくことに関しては、憲法改定を要するみたいな印象を与えますので、私はそこは改めた方が良いのではないかと。それともう一つ、芦部さんに関しては、この方国会に関して国権の最高機関ではないという趣旨のことをおっしゃっている方ですよね。国権の最高機関というのは政治的美称であると飾り文句だということですよね。今の憲法の民主的な機構について評価して、護憲の立場をとっている方々の間では、芦部さんてとても評判が悪いと言いますか印象が悪い方なんですよ、我々の間では。ですから、この方をこの我々の答申の考え方の根拠のような感じで引用されるのは、決して良いことではないと思うので、外していただきたいなと。そういうことも含めて、この憲法を変えなくてはいけないというようなニュアンスからは違う書きぶりに変えていただけないかというのが、私の希望なんですが。

只野雅人：芦部憲法を文中から削るのは、これは一般的な話ですので問題ないと思います。見ていただきたいのは、２－１－４の一つ上の行なんですけれども、辻村さんの見解という

のは、まずできるところから進めていく、更に成果が上がらなければ先に進んで行くとこういうことで。最後はさらに実効性の強い制度が検討されるべきであるというまとめになっていますので、これが上限だという趣旨ではないということですね。立法事実が積み重なっていって弱い措置では不十分だということであれば、更に一歩進めなければいけないでしょうと、どこかで憲法改正の話とぶつかるかも知れませんけれど、さしあたってはそういう趣旨ですので、憲法改正しないと一歩も進めないという話ではないということですね。

桂協助：今の話は分かりました。辻村さんのことについても気になるのは、リザーブ制は憲法違反にならざるを得ないという意味合いのことをおっしゃっていますので。私はずっと選挙をやってきた立場から考えると、リザーブというのはみんなリザーブじゃないかということなんですよね。地域選挙区、地域に対して定数を配分すると、これは地域をエリアとした集団に対するリザーブだと言っていいと思いますし。それから、以前議論された産業別の選挙区制を設けると、専門家を議会に送り込むという一つの方法論として、産業別に選挙区を設定するという議論があったんですけれども、これも産業に属する集団に対する議席のリザーブだと。それから民族別の選挙区というのが、国際的にある訳ですけど、それだって民族に対するリザーブですよね。そういう風に基礎的なものの考え方に立って見た時に、リザーブ問題というのは、違憲になってしまうということになりますので。女性だけにリザーブするのだけが問題だという訳ではないので。逆に言うと、今まで認められていたことだけが認められるということに立てば、女性男性に対するリザーブも適合的ではないかと、そういうふうに思われるので、これを読んだ時に憲法学者の中でもやはり煮詰まっていないんだなという印象を受けました。それはそれとして、先ほどの辻村さんを引用した意図については私も同感です。

城倉啓：今後の運びについての日程案ですけれども、12 月 23 日までにすべての改正案原稿が出るというふうに督促を事務局の方から全委員に出したいと思っております。その後 1 月 8 日までに事務局でとりまとめた原案を出します。そして 1 週間を決議のための期間として。ですから、12 月 23 日から 1 月 8 日の原案が出るまでもすべて公開にしますので、ご意見を言っていただいて良い訳ですけれども、8 日に言うのは何もご意見がない場合には賛成と判断いたしますという通知をして。申合せに相当期間を定めるとありますので、1 週間を定めて、1 月 15 日には何としても決議すると、メールに於いて稟議すると。その場合には、個別の改正案がというよりは一括したもので決議するという理解でございます。ですから今日までにかなりの修正がまた入っておりますので、これはまだ決議されていない状況というような理解でよろしゅうございましょうか。今日、特段問題がないとなっているものについては、基本的にはそのまま通るという理解でこちらでは進めていきたいと思っております。日程だけ申しますと、1 月 15 日に決議されて、1 月 17 日に入稿、1 月 31 日に発行される発刊されるということです。皆さんの任期に合わせて答申は、12 月 31 日のものではあるんですけれども、決議自体は年を越すということでよろしくご了解いただきたいと思います。そして少し例外的かも知れませんが、厳密に言いますと、1 月 1 日からは第 1 期

のみの委員の人は決議には参加しないのですけれども、色々な意見を言うということは自由にさせてもらいたいと思っています、1 月 15 日までは。そうしないとこの答申は第 1 期のものであるということでありますので、そんな形で運用させていただきと思っています。1 月 31 日に発刊されたのち、2 月 4 日に答申の発刊記念シンポジウムを行う予定でおりますので、14：00～17：00 まで審議会委員の皆さんはよろしくご予定入れていただきたいと思います。これは市民向けのものになっております。ボランティアセンターという所を借りておりますので、できれば 50 人から 100 人集めたいと思っております。そこで大いに売りたいと思っておりますのでよろしくご協力お願いいたします。大体、事務局の方の予定としてはそんな日取りです。

只野雅人：はい、ありがとうございました。ちょっと時間があまりない上にメール審議なので、心配なところはありますので、是非よく目を通してご意見いただければと思います。では、以上で今日の審議会は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。